主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

裁判官が勾留理由開示の請求を却下した裁判に不服がある者は、刑訴法四二九条 一項二号により、その取消または変更を請求することができると解するべきもので あるから、本件原裁判は、同法四三三条にいう「不服を申し立てることができない」 裁判にあたらず、本件抗告は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和四六年六月一四日

最高裁判所第一小法廷

Ξ		益	林	藤	裁判長裁判官
誠			田	岩	裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官